

放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針において、除染等の措置について、以下の目標が示されているところ。

放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(抄)

② 追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、次の目標を目指すものとする。

ア 長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となること。

イ 平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現すること。

ウ 子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが重要であり、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態を実現すること。

評価対象施設

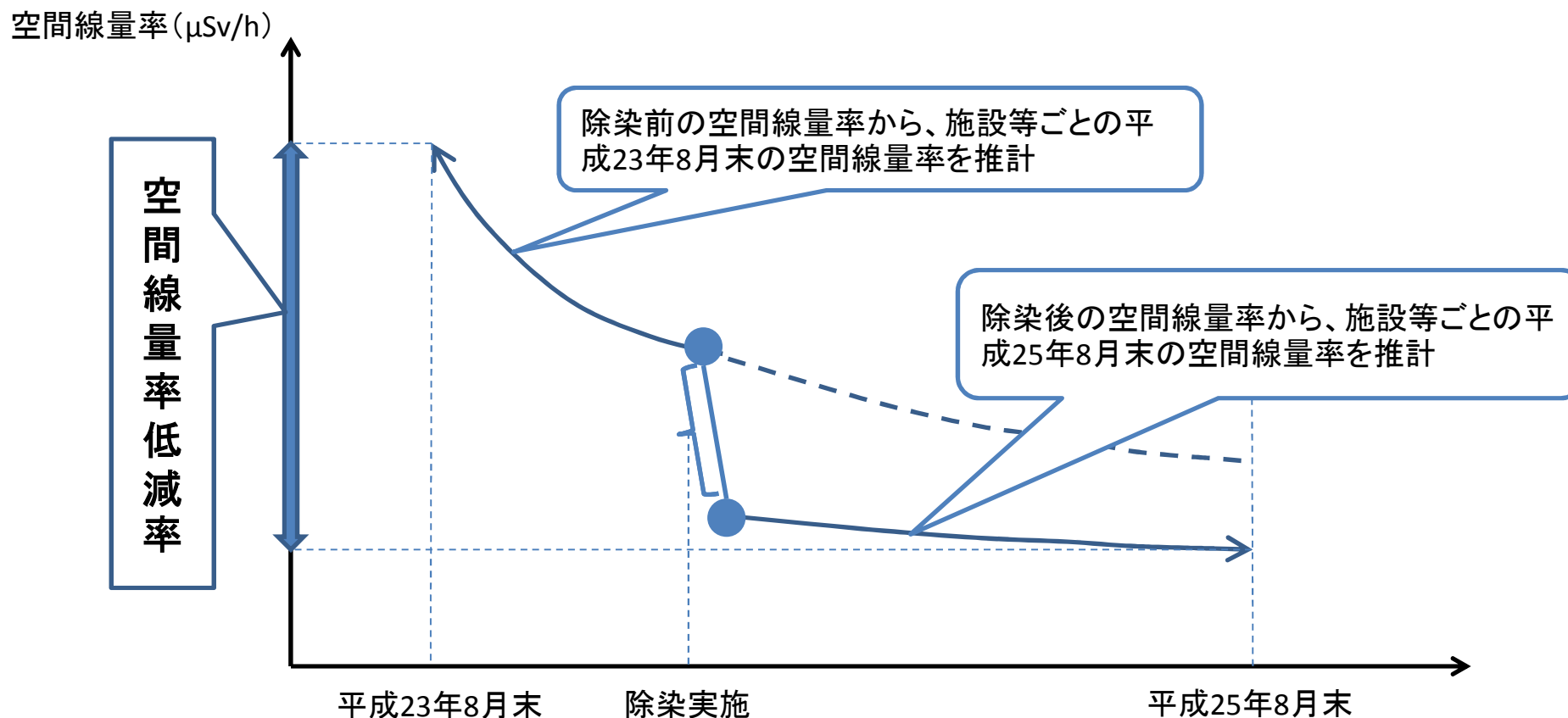
- 現時点で利用可能な重点調査地域におけるデータとして、平成25年3月末までに除染を実施した約12,000の施設等(測定点:約123,000)において評価(約7割の市町村におけるデータを集計)。
- 今後は、利用可能な除染特別地域におけるデータも含め、年末を目処に再度評価を実施する予定。

<追加被ばく線量の低減に係る評価対象施設等数及び測定点数>

	学校	公園・スポーツ施設	住宅	その他の施設	
施設等数	1,818	1,635	5,423	258	
測定点数	25,359	32,583	45,603	2,051	
	道路	森林	農地	牧草地	合計
施設等数	460	1,041	846	87	11,568
測定点数	6,350	2,300	6,066	3,000	123,312

評価方法に関する基本的な考え方

- 除染前の空間線量率から、施設等ごとの平成23年8月末の空間線量率を推計し、除染後の空間線量率から、施設等ごとの平成25年8月末の空間線量率を推計。
- 除染を実施した施設等における、除染による空間線量率の低減率と放射性物質の物理的減衰等による低減率との合計により評価。
- 基本方針では、追加被ばく線量の低減が目標となっているが、直接測定できないため、空間線量率に比例すると仮定して評価。



評価結果（一般公衆の年間追加被ばく線量）

- 除染前後の空間線量率から施設等ごとの評価時点の空間線量率（平成23年8月末及び平成25年8月末）を推計し、低減を評価。
- 追加被ばく線量は2年間で約61%低減していることが分かった。
- 物理的減衰等が、目標設定時の値と同程度（2年間で約40%）と仮定した場合、除染の効果については約21%であった。

<評価式>

$$1 - \frac{\Sigma(\text{施設等ごとの評価終点(平成25年8月末)の空間線量率})}{\Sigma(\text{施設等ごとの評価始点(平成23年8月末)の空間線量率})}$$

<評価結果>

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による効果(%)	うち、除染による効果(%)
目標	約50	約40	約10
評価	約61		約21

評価結果（子どもの年間追加被ばく線量）

- 除染前後の空間線量率から施設等ごとの評価時点の空間線量率（平成23年8月末及び平成25年8月末）を推計し、更に、目標設定時の考え方を踏まえ、子どもの生活パターンを踏まえた補正係数をかけて年間追加被ばく線量を推計。
- 追加被ばく線量は2年間で約64%低減していることが分かった。
- 物理的減衰等が、目標設定時の値と同程度（2年間で約40%）と仮定した場合、除染の効果については約24%であった。

<評価式>

$$1 - \frac{\Sigma(\text{施設等ごとの評価終点(平成25年8月末)の空間線量率} \times \text{補正係数})}{\Sigma(\text{施設等ごとの評価始点(平成23年8月末)の空間線量率} \times \text{補正係数})}$$

<子どもの生活パターン>

<平日(200日)>

通学路:1時間
 学校(屋外):2時間
 公園:1時間
 学校(屋内):4.5時間(遮蔽効果=0.2(80%減)とする。)
 住宅:15.5時間(遮蔽効果=0.4(60%減)とする。)

<休日(165日)>

道路:1時間
 公園以外:1.5時間
 公園:2.5時間
 コンクリート建屋(屋内):2.5時間(遮蔽効果=0.2(80%減)とする。)
 住宅:16.5時間(遮蔽効果=0.4(60%減)とする。)

<評価結果>

	追加被ばく線量の低減率(%)	うち、物理的減衰等による効果(%)	うち、除染による効果(%)
目標	約60	約40	約20
評価	約64		約24